

府中市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者（以下「事業者」という。）の指定等に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び施行規則で使用する用語の例による。

(事業の種類及び内容)

第3条 市が行う第一号訪問事業の種類は、国基準第一号訪問事業（施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に該当する基準に基づき実施する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）及び市基準第一号訪問事業（同条第2号に規定する基準に該当する基準に基づき実施する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）とする。

2 市が行う第一号通所事業の種類は、国基準第一号通所事業（施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準に該当する基準に基づき実施する第一号通所事業をいう。以下同じ。）及び市基準第一号通所事業（同条第2号に規定する基準に該当する基準に基づき実施する第一号通所事業をいう。以下同じ。）とする。

3 国基準第一号訪問事業は、居宅要支援被保険者等（身体介護を要することなく日常生活を営むことができる者を除く。ただし、市長が特に必要と認める者にあつては、この限りでない。）を対象に、介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者が、身体介護（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）別紙の1に規定する身体介護をいう。以下この条において同じ。）及び家事援助（同通知別紙の2に規定する家事援助をいう。以下この条において同じ。）を行うものとする。

4 市基準第一号訪問事業は、身体介護を要することなく日常生活を営むことが

できる居宅要支援被保険者等を対象に、介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は市が指定する研修を修了した者が家事援助を行うものとする。

5 国基準第一号通所事業は、居宅要支援被保険者等（機能訓練等（機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。次項において同じ。）を要することなく日常生活を営むことができる者を除く。）を対象に、介護予防を目的として、指定事業所（法第115条の45の3第1項の規定により国基準第一号通所事業に係る市長の指定を受けた事業者が当該国基準第一号通所事業を行う事業所をいう。）において、機能訓練等及び生活機能向上のための運動、レクリエーション等を行うものとする。

6 市基準第一号通所事業は、機能訓練等を要することなく日常生活を営むことができる居宅要支援被保険者等を対象に、介護予防を目的として、指定事業所（法第115条の45の3第1項の規定により市基準第一号通所事業に係る市長の指定を受けた事業者が当該市基準第一号通所事業を行う事業所をいう。）において、生活機能向上のための運動、レクリエーション等を行うものとする。
（指定の申請等）

第4条 施行規則第140条の63の5第1項に規定する申請書は、府中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請があったときは、指定の可否を決定し、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

3 前項の規定により指定の決定の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更の届出等）

第5条 事業者は、施行規則第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第8号、第12号又は第14号に掲げる事項に変更があったときは、府中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定内容変更届出書（第2号様式）及び当該変更内容が確認できる書類を当該変更があった日から10日以内に市長に提出しなければならない。

2 事業者は、法第115条の45の5の規定により指定を受けた事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、府中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者事業廃止・休止届出書（第3号様式）を提出しなければならない。

式) を市長に提出しなければならない。

- 3 事業者は、前項の規定による休止の届出に係る事業を再開したときは、府中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者事業再開届出書(第4号様式)を再開した日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(指定更新の申請等)

第6条 施行規則第140条の63の5第2項に規定する申請書は、府中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書(第1号様式)によるものとする。

- 2 市長は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定の更新の申請があったときは、指定の更新の可否を決定し、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

- 3 前項の規定により指定の決定の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定更新の期間)

第7条 施行規則140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年間とする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

第1号様式（表）（第4条）

受付番号	
------	--

府中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書

年 月 日

府中市長

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定・指定更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	事業所所在市町村番号				
申請者 (事業者)	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)			
		(ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種類別			法人所轄庁	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	◎	生年月日 年 月 日
代表者の住所	(郵便番号 —)				
	(ビルの名称等)				
指定を受けようとする事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 —)			
		(ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	申請をする事業の開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	
介護保険事業所番号				(既に指定を受けている場合)	
既に指定を受けている他市町村名					
医療機関コード等				(保険医療機関として指定を受けている場合)	

第1号様式（裏）

備考

- 1 受付番号欄及び事業所所在市町村番号欄には記入しないでください。
- 2 法人の種別欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 法人所轄庁欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 4 実施事業欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 申請をする事業の開始予定年月日欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記入してください。
- 6 既に指定を受けている事業の指定年月日欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記入してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして、既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを医療機関コード等欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

第2号様式（第5条）

府中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定内容変更届出書

年 月 日

府中市長

事業者 所在地
 名 称
 代表者名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

		介護保険事業所番号									
指定内容を変更した事業所	名 称	フリガナ									
	所在地	(郵便番号 -)									
事業の種類											
変更があった事項		変 更 の 内 容									
1	事業所の名称	(変更前)									
2	事業所の所在地										
3	申請者の名称										
4	主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名										
6	登録事項証明書等（当該事業に関するものに限る。）	(変更後)									
7	事業所の構造概要若しくは平面図（各室の用途を明示するものとする。）又は設備の概要										
8	事業所の管理者の氏名又は住所										
9	運営規程										
10	その他（ ）										
変更年月日		年 月 日									

備考

- 1 変更があった事項の番号に○印を付けてください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第3号様式（第5条）

府中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者事業廃止・休止届出書

年 月 日

府中市長

事業者 所在地
 名 称
 代表者名

㊞

次のとおり事業の廃止・休止をするので届け出ます。

		介護保険事業所番号							
廃止・休止をする事業所	名 称	フリガナ							
	所在地	(郵便番号 -)							
事 業 の 種 類									
廃 止 ・ 休 止 の 別		廃止 ・ 休止							
廃 止 ・ 休 止 を す る 年 月 日		年 月 日							
廃 止 ・ 休 止 を す る 理 由									
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置									
休 止 予 定 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日							
そ の 他									

備考 事業の廃止・休止をする日の1月前までに届け出てください。

第4号様式（第5条）

府中市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者事業再開届出書

年 月 日

府中市長

事業者 所在地
 名 称
 代表者名

㊞

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

		介護保険事業所番号								
再開した事業所	名 称	フリガナ								
	所在地	(郵便番号 -)								
事 業 の 種 類										
再 開 し た 年 月 日		年 月 日								

備考

- 1 当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。
- 2 当該事業の再開後、10日以内に届け出てください。